

事業事前評価表

国際協力機構地球環境部自然環境第一チーム

1. 案件名

国名：ソロモン国

案件名：和名 ソロモン国における持続的森林資源管理能力強化プロジェクト

英名 The Project on Capacity Development for Sustainable Forest Resource Management in Solomon Islands

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における森林セクターの現状と課題

ソロモン国の森林率は、78.1%(2015年)¹⁾と世界的にも高い数値であるものの、旺盛な木材輸出(木材生産量:約600千m³(2000年)→約1,200千m³(2009年)²⁾、丸太輸出量:424千m³(2000年)→2,185千m³(2013年)³⁾)などにより、2000年から2010年までの期間に樹冠被覆率が20%以上減少した森林の面積が約157千haに上っており⁴⁾、同国の森林は劣化傾向にある。また、同国は、NGOのConservation Internationalが選定している生物多様性ホットスポットの1つ(東メラネシア諸島)に含まれているが、木材等の天然資源開発による自然環境破壊が進んでいると指摘されている⁵⁾。さらに、同国は、輸出高の半数以上を林産物に依存する単一経済構造になっていることから⁶⁾、森林資源の持続的利用を推進しつつ、代替産業の育成・活性化を図ることが急務になっている。

(2) 当該国における森林セクターの開発政策と本事業の位置づけ

同国政府の「国家開発戦略(2011年-2020年)」では、重点目標の1つに「環境保全・防災」が掲げられており、その中で「自然資源の採取に係る法体系に関わる都市・農村コミュニティへの啓発による、環境劣化の危機に対する住民の意識の

1) FAO (2015): Global Forest Resources Assessment 2015

2) Solomon Islands National Statistical Office (2009): Report on Economic Activity and Labour Force

3) FAO (2013): Years of Forest Products

4) FAO (2015): Global Forest Resources Assessment 2015, Country Report Solomon Islands

5) コンサベーション・インターナショナル・ジャパン ウェブページ(2017年1月26日取得)

http://www.conservation.org/global/japan/priority_areas/hotspots/asia-pacific/Pages/East-Melanesian-Islands.aspx

6) Solomon Islands National Statistics Office(2016): International Merchandise Trade Statistics (December Quarter, 2015)

向上や、コミュニティ統治制度等を通じての、生物多様性、林業等自然資源への包括的かつ持続的なアプローチの促進」が位置付けられている。このため、本案件は同国の政策と合致するものである。

(3) 森林セクターにおける我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の「対ソロモン諸島 国別援助方針」(2012年2月)では、重点分野1に「脆弱性の克服」を掲げており、その中の開発課題 1-2「経済活動の拡大」において、技術指導等を通じた現金収入の手段確保や地方産業活性化・農業振興等の総合的開発を支援することが掲げられている。本事業において実施する、行政と地域住民の協働による持続的な森林資源管理の活動は、地方産業を活性化させることが期待されることから、我が国の援助政策及び事業実施計画に沿った協力である。また、JICAが作成した「大洋州地域 JICA 国別分析ペーパー」(2014年12月)では、同国における優先課題の1つとして「経済活動基盤の強化」及び「環境」が位置づけられており、当該分析ペーパーに基づいた協力でもある。なお、これまで同国において、森林資源管理を支援対象とした技術協力プロジェクトの実績はない。

(4) 他の援助機関の対応

韓国国際協力団(以下、「KOICA」)が2012年～2015年の間、森林資源管理に係るアクションプランの策定等に係る支援を行っていた。

また、国連食糧農業機関(以下、「FAO」)と国連開発計画(以下、「UNDP」)によるUN-REDDプログラムが2012年から2014年までの間、国家レベルのREDD+⁷⁾のタスクフォースの設立、関係者間のREDD+の理解醸成、参照排出レベルの作成及びMRV(測定、報告、検証)構築に係る能力強化に係る支援を実施していた。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、持続的森林資源管理の促進に関する同国森林研究省の政策立案能力を向上させ、関連する活動の実施を通じて同省と関係機関の協調と連携を図るとともに、同省の支援の下に、住民によるパイロット活動が実施されることにより、持続的森林資源管理を行う森林研究省の能力を強化し、もってソロモン国の持続的森林資源管理が包括的に促進されることを目的とする。

7) 森林減少・森林劣化からの排出の削減、及び森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の強化の役割(Reducing emissions for deforestation and forest degradation and the role of conservation, sustainable management of forest and enhancement of forest carbon stocks in developing countries)

なお、同国の 86%は慣習地であり⁸⁾、その文化・社会は多様性に富んでいることから、パイロット活動を将来的に普及すべき「モデル」として位置づけることは難しいものの、活動を通じて森林研究省職員の能力強化を行い、パイロット活動から得られる教訓や成果を、同省が作成する政策・計画に反映するために実施する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

首都ホニアラ及びパイロットサイト ※

※ 次の基準に従って、案件開始後に複数のパイロットサイトが選定される。

- (a) 森林資源に依存した地域住民が存在する
- (b) 森林資源の劣化を認識し、その状況を改善する意思を有する地域住民が存在する
- (c) 住民のプロジェクトへの参加が見込まれる
- (d) 物理的に容易なアクセス
- (e) 森林研究省(本省・及び地方事務所)の支援がある
- (f) 住民参加型森林資源管理によって劣化状態の改善が期待できる森林が存在する
- (g) 森林の減少・劣化が著しい
- (h) 土地が確保され、土地所有や土地利用に係る問題がない

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

(直接受益者) 森林研究省の本部、地方事務所、パイロットサイトの住民を含む関係者

(間接受益者) ソロモン国の全国民

(4) 事業スケジュール(協力期間)

2017年3月～2022年2月を予定(計60ヶ月)

(5) 総事業費(日本側)

約4.8億円

(6) 相手国側実施機関

森林研究省(Ministry of Forest and Research)

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

・専門家

(長期専門家)

8) Corrin, J. (2012): REDD+ and Forest Carbon Rights in Solomon Islands – Background Legal Analysis –

- チーフアドバイザー／森林政策(60M/M)
- 業務調整／住民参加型森林管理(60M/M)

(短期専門家:35M/M 程度)

- 社会経済分析／ジェンダー
- アグロフォレストリー
- 森林情報
- バリューチェーン分析

- ・特定の分野に関するカウンターパート(以下、「C/P」)研修
- ・資機材(車両、モーターボートほかプロジェクトに必要な資機材)
- ・活動コスト

2) ソロモン国側

- ・プロジェクト・ディレクター
- ・プロジェクト・マネージャー
- ・事務スタッフ
- ・執務スペース、その他必要な設備
- ・JICA が供与する資機材以外の資機材

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

- ① カテゴリ分類 C
- ② カテゴリ分類の根拠

環境への望ましくない影響は最低限であると想定される。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

地域住民を対象とした生計向上・森林管理活動を進める際には、均等数の男女の参加が得られるよう促す等、ジェンダーへの配慮が求められる。また、森林資源への依存を減らし、生計手段が多様化することで、女性が新たな収入源を獲得し、経済的な裁量を拡大できる機会を創設するほか、薪の収集労働等から女性を解放し、女子においては就学率向上に繋がる等のインパクトも期待される。

3) その他

特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

これまで森林資源管理を支援対象とした技術協力プロジェクトの実績はない。

2) 他ドナー等の援助活動

KOICA による技術協力プロジェクト“The Project for Establishment of Action

Plan for Forest Resources Management in the Solomon Islands”及び UN-REDD プログラム(FAO/UNDP) による REDD+に係る能力強化支援が実施されていた。本事業は、これらの先行プロジェクトから得られた教訓を生かして実施することが求められる。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

ソロモン国の持続的森林資源管理が包括的※に促進される

【指標1】 ソロモン国の持続的森林資源管理に関する長期計画が森林研究省によって策定される

【指標2】 ソロモン国において伐採が上記の計画に従って実施される

【指標3】 ソロモン国において再造林が上記の計画に従って実施される

※ 「包括的」とは、短期から長期にわたる森林計画に従って、関係行政機関や地域住民等の様々なステークホルダーが持続的森林資源管理に取り組むことを意味する。

2) プロジェクト目標と指標

持続的森林資源管理実施にかかる森林研究省の能力が強化される

【指標1】 ソロモン国においてコーポレートプランに規定される計画的な伐採や再造林等の持続的森林資源管理に資する活動が効果的に実施される

【指標2】 森林研究省による地域住民への支援を通じて、職員の能力向上につながるような、持続的森林資源管理の優良事例が合同調整委員会(以下、「JCC」)で承認され、同省の政策立案時の執務参考資料として活用される

【指標3】 パイロット活動に参加した住民の過半数が、収入向上や森林減少・劣化の抑制などの点で、パイロット活動に満足する

3) 成果

- ① 持続的森林資源管理を促進するための計画策定にかかる森林研究省の能力が強化される
- ② 持続的森林管理にかかる森林研究省・関係者の協調・協力が、森林研究省の活動を通じて強化される
- ③ 森林研究省の支援と調整により、住民の主体的な持続的森林資源管理にかかるパイロット活動が実施される

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

- ・政治的要因により、森林研究省が促進する持続的森林資源管理が阻害される
- ・丸太、製材、その他の林産物の国際価格が急激に上昇することで、持続可能な水準を超えて伐採活動が実施される
- ・パイロットサイトを含むソロモン国内の社会経済情勢が激的に変化することで、プロジェクト活動の実施が困難に陥る
- ・利害関係者の不十分な合意形成などにより、パイロットサイト内外のコミュニティ間に対立が生じることで、パイロット活動が停滞する

6. 評価結果

本事業は、ソロモン国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

2014年に、JICAが取りまとめた「森林・自然環境保全分野：住民参加型ナレッジ認定教訓シート」においては、これまでに実施したプロジェクトの教訓を踏まえて以下の点を指摘している。

- 1) 森林保全と生計向上の両立を目標とした指標の設定が行われることがあるが、実際にはその両立の定義が不明確なままプロジェクトが開始されることがある。このようなケースでは、プロジェクトの到達すべき状況について関係者間のコンセンサスを得られない中、各自の解釈で事業を実施したり、プロジェクト目標の達成度を適切に判断したりすることができないリスクが想定される(シート2)。
- 2) 自然環境保全による便益の多くは中長期的である一方、地域住民はプロジェクトに対し短期的便益を過度に期待する傾向があり、同乖離の結果、住民の参加意欲が徐々に減退し保全への住民の関与が担保出来ないリスクがある(シート7)。
- 3) C/Pとなる行政機関の人材、技術が十分でない場合、限られたプロジェクト期間中の育成には限界がある。このため、事業完了後にC/P職員の担うべき役割・機能を精査した上で、ローカル人材・知見を技術普及などの活動で活用し地元人材の育成を図ることも検討すべきである(シート11)。

また、ブルキナファソ国「コモエ県における住民参加型森林管理計画プロジェ

クト」によると、事業終了後も住民参加型の森林管理活動を継続・普及するためには、住民組織の経済基盤を確立することが重要であり、そのためには組織運営能力と森林管理技術の定着が必須とされている。

(2) 本事業への教訓

プロジェクト目標をはじめ、プロジェクト・デザインにあたり使用される用語には、誰もが同一の理解のできる明確な定義を与えるとともに、プロジェクト実施中の円滑な協力の実施や細やかな点での協議・合意、意思疎通、成果の発現及び自立発展性の担保のために、プロジェクト開始時にその戦略や方向性を両国間で共有しておく。

また、対象地域住民の特性、経済社会状況に応じ、導入活動を行いつつ、住民組織等を通じた生計向上活動などにより、住民が短期的な便益を実感しやすいコンポーネントとともに、長期的な保全インセンティブの付与を行うよう組み合わせで実施する。住民の長期的な資源管理への意識改革・行動変容を促進しつつ、住民との間に信頼関係を醸成することが肝要である。

さらに、住民への動機づけに関し、プロジェクトの内容、住民の役割、得られる便益等について説明し、プロジェクトと共通の理解を醸成する。プロジェクトが時限的な活動であることを協力開始時に伝え、住民のプロジェクトに対するオーナーシップを高め、住民自身が出口戦略を自発的に検討・実施できるように促す。

このほか、現地の教育研究機関や NGO 等、住民との協働活動の経験のあるローカルリソースの知見・経験を活かした介入方法を検討する。但し、外部リソースを活用する際には、プロジェクト終了後の展開を踏まえ、地元人材の育成など持続的な実施体制、能力強化をプロジェクト実施期間内で目指すこととする。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了 3 年度 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

事業開始 2 年半後 3 年目 JCC における相手国実施機関との合同レビュー
事業終了 6 か月前 終了前 JCC における相手国実施機関との合同レビュー

以上